

令和3年1月13日

緊急事態宣言を踏まえたみなと障がい者福祉事業団の対応について

この度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国から緊急事態宣言が発せられました。しかしながら、障害福祉サービスは、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであることから、緊急事態宣言下においても事業の継続が要請されています。そのため、事業団としては、厚生労働省が示す「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル（令和2年12月）」等を踏まえ、徹底した感染症対策を実施した上で、原則これまでと同様に事業を継続していきます。

なお、就労移行支援事業所はばたきについては、事業及びプログラムの特性を踏まえ、通所による利用と併せて、以下のとおり在宅でのサービス利用の提供を実施します。

引き続き、今後の事業運営については、利用者の方々やその家族の生活を維持するために必要な支援が提供できるように支援体制を保持して参りますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

1 在宅でのサービス利用について

対象事業所	在宅利用の実施について
就労移行支援事業所はばたき	<p>①電話等による連絡 通常の通所日に1日2回支援員が電話等により連絡し、生活リズムを整えるための支援をいたします。</p> <p>②プログラムの実施 在宅で取り組むことができるプログラムを提供します。進め方等については、プログラムごとに別途支援員から説明いたします。</p> <p>③居宅等の訪問 必要に応じて支援員が利用者の方々の居宅を訪問し、プログラムの実施状況の確認のほか、相談等の支援を行います。</p>

2 実施期間

令和3年1月14日（木）から緊急事態宣言終了まで

※なお、緊急事態宣言の効力延期等により、実施期間の終期が変更となる場合があります。

3 その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、今後も事業ごとの実態に合わせて柔軟に対応策を講じていきます。